

大野城市乙金区規約

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本区は乙金区と称し、事務所を乙金公民館に置く。

(目的)

第2条 本区は自由と平和を愛し、区民相互の親睦を図り、併せて区の発展に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 本区は乙金区に居住する区民をもって構成する。

(ブロック及び組の設置)

第4条 本区は区域を6ブロックに分け、さらにこれを細分化し組を設置する。組は、世帯数の増減により変更することができる。

(事業)

第5条 本区は目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉に関すること。
- (2) 親睦に関すること。
- (3) 保健衛生に関すること。
- (4) 環境保護に関すること。
- (5) 土木に関すること。
- (6) 公民館活動に関すること。
- (7) 防犯・防災・交通に関すること。
- (8) その他区の目的達成に必要と認められる事業。

第2章 役員等

(役員)

第6条 本区に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|--------|----|-----------|----|--------|----|
| (1) 区長 | 1名 | (2) 公民館主事 | 1名 | (3) 書記 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 | (5) ブロック長 | 6名 | | |

(役員任期)

第7条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は、ブロック長を除いて2年とし、4月から翌々年の3月までとする。
- (2) 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、任期満了後新たに後任者が就任するまでは、その任務を引き続き執行する。

(役員選考)

第8条 役員選考は、次のとおりとする。

- (1) 新役員(ブロック長を除く)の選出は、選考委員会により2月末までに決定する。

(2) 選考委員会は、次のとおりとする。

ア 各ブロックよりブロック長を含む2名、計12名で構成する。

イ 区長及び会計を選考するときは、選考委員会に公民館主事及び書記を加える。

ウ 公民館主事及び書記を選考するときは、選考委員会に区長及び会計を加える。

エ 区長候補を選考するときは、本規約第10条に定める補佐期間の各役員に推薦を依頼することができる。

(3) 第1回目の選考委員会は区長が招集し、選考委員の互選により委員長を決定する。

(4) 選考委員会で選考した役員は、総会において承認を得ることとする。

(5) ブロック長は、各ブロックの新旧組長により選考する。

(役員の仕事)

第9条 区長は公民館長を兼務し、本区を代表して区の業務を総理する。

2 公民館主事は公民館長を補佐し、公民館活動を行うとともに附則第7条に定める各部会を統括する。

3 書記は区長を補佐し、区の事業全般を行い、総会及び各会議の議事録を作成するとともに関係書類等の保管を行う。また、区長に事故ある時は、区長業務を代理する。

4 会計は、金銭出納及び財務管理及び特別区費の徴収事務の事務手続きを行う。

5 ブロック長はブロック内の組長を統括し、区の事業全般を行う。

(補佐機関)

第10条 区長は、区の業務に関する意見を求めるため、補佐期間として附則第7条に定める各部会委員のほか、次の役職の者を指定することができる。

(1) 市議会議員 (2) 民生委員 (3) 消防分団長

(4) 農事・水利組合長 (5) その他区長が必要と認めるもの

(監査員)

第11条 本区に監査員2名を置く。

2 監査員は選考委員会において選考し、任期は2年(4月から3月まで)とする。

3 監査員は毎年一回以上次の事項について監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

(1) 業務の執行状況

(2) 財産の管理状況

(3) 予算の執行状況

(4) その他区の全般に関する事項

第3章 会議

(会議)

第12条 本区の会議は、総会、幹事会、組長会、運営委員会とする。

(総会)

第13条 総会は、本区の最高議決機関であって、次の事項を議決する。

(1) 規約改正に関する事項

- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 予算・決算に関する事項
- (4) その他重要な事項

第14条 総会は、区長が招集する。

- (1) 定期総会は、年1回4月に開催する。
 - (2) 臨時総会は、区長、幹事会及び組長会が必要と認めたとき、並びに区民の3分の1以上の者から文書により申し出があったときに開催する。
 - (3) 総会の招集は、開催5日前までに日時・場所及び会議の目的等の事項を区民に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。
- 2 総会は、区民（各世帯1名）の2分の1以上の出席者（委任状を含む）がなければ開催することができない。ただし、総会を再招集したときは、3分の1以上の出席者により開催することができる。
 - 3 総会の議長は出席者の中から選出し、決議事項は出席した区民の過半数の同意により決定する。
 - 4 総会で決議した事項は、速やかに区民に通知しなければならない。

(幹事会)

第15条 幹事会は区長が招集し、総会に次ぐ決議及び執行機関として、区長、公民館主事、書記、会計、及びブロック長をもって構成する。

- 2 幹事会の議長は区長とする。
- 3 幹事会は、総会に諮るべき事項及び次の事業を行う。
 - (1) 総会で決定された事項
 - (2) 規約で定められた事項の実施
 - (3) 簡易な事項及び緊急な事項
- 4 幹事会は、区長が必要と認めたとき又は構成員の3分の2以上の申し出により開催する。
- 5 幹事会は、構成員の3分の2以上の出席者がなければ開催することができない。
- 6 幹事会の決議は過半数を持って決議し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

(組長会)

第16条 組長会の開催は、前条第3項の事項を行う場合で、区長または幹事会が認めたときに開催する。

- 2 組長が出席できないときは、その組の代理人を出席させなければならない。
- 3 その他開催、決議に関しては幹事会に準ずる。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、公民館活動を円滑に行うため、公民館主事が召集し議長となる。

- 2 運営委員会は、幹事会、附則第7条に定める各部会の長、少年相談員及び小中学校地区委員をもって構成する。
- 3 幹事会が認めるときは、民生・児童委員及びその他の者の出席を求めることができる。
- 4 その他開催、決議に関しては幹事会に準ずる。

第4章 区民の権利義務

第18条 区民は規約にしたがって本区の役員となり得るとともに、役員を選考、選出することができる。また、役員と各機関の行動について報告を求め、自由に意見を述べることができる。

第19条 区民は別に定める所定の区費を納入しなければならない。なお、特別な事情がある者に対しては、幹事会の決議により免除することができる。

第5章 会 計

第20条 本区の予算は、次の収入をもって充てる。

- (1) 区費
- (2) 特別区費
- (3) 臨時区費
- (4) 寄付金
- (5) 市助成金
- (6) 借入金(ただし、当該会計年度内に返済可能な運転資金とする)
- (7) その他の収入金

第21条 臨時区費は、特別の場合に限り徴収することができる。徴収するに当たっては総会の承認を得なければならない。

第22条 既納の区費(前納分は除く)は原則として返還しない。

第23条 区長が発行する証明書、その他の事務手数料は別に定める。

第24条 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

【附 則】

第1条 役員及び各委員の報酬等は別に定める。

第2条 各組に組長を置く。なお、報酬については別に定める。

第3条 本区に事務員を置き、区長が選考するものとする。

なお、報酬等は別に定める。

第4条 公民館に管理人を置くときは、幹事会の承認を得て区長が選考するものとし、報酬等は別に定める。

第5条 役員及びその他の者の、業務上必要な旅費及び経費は実費を支給することができる。

第6条 本規約に必要な細則は、幹事会において審議し、総会において承認を得る。

第7条 公民館に次の部会を置く。

福祉部・シニアクラブ・文庫部・子供会育成会・
体育部・文化部・助成部・食進会

第8条 本区内の災害に際しては、乙金区自主防災会規約で対応する。また、災害基金として、年間20万円を計上し、運用等は細則第9条で定める。

施行

改正 昭和39年1月19日

昭和42年1月22日

昭和43年3月10日

昭和44年4月6日

昭和46年4月1日

昭和47年4月2日

昭和50年4月1日

昭和51年4月17日

昭和52年3月13日

昭和54年2月25日

改正 昭和56年4月12日

平成1年4月1日

平成6年4月1日

平成9年4月1日

平成15年4月6日

平成18年4月1日

平成20年4月1日

乙金区役員等組織図

